

安全報告書

(2025年度)



株式会社 ジャネット

この報告書は航空法第111条の6の規定に基づき作成、公表するものです。
報告内容は2025年4月1日から2026年3月31日を対象期間としています。

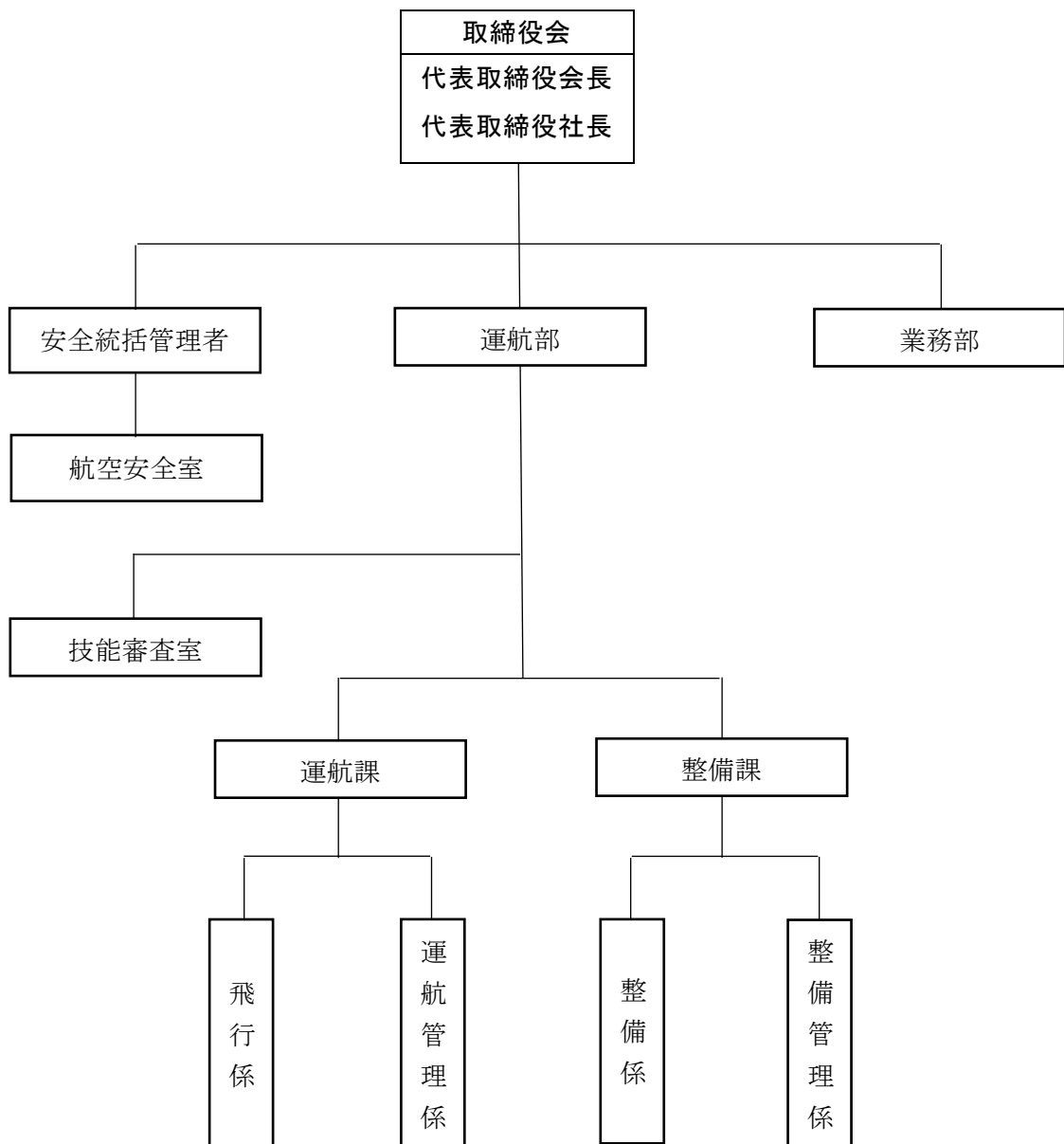
1 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制に関する事項

株式会社ジャネットは「安全最優先」を経営の基本方針とし、安全に関する社内啓蒙活動を活発に行います。お客様の「安心」と「信頼」こそ会社経営の基盤ととらえ、社員全員が関係法規等を遵守し、無事故及びトラブルゼロを目指します。

2 輸送の安全を確保するための事業の運営の基本的な方針に関する事項

(1)安全確保に関する組織及び人員に関する情報

イ 全体及び安全確保に関する組織図



ロ 経営の責任者による輸送の安全の確保に係る責務

代表取締役社長は、輸送の安全を経営の最優先事項として認識し、以下の責務を担っています。

- ・「安全は経営の最優先事項である」旨を含む安全方針を明示する。
- ・安全管理体制が適切で妥当性があり、かつ有効に機能するために、安全管理システムを定期的に見直し、継続的に改善を行う。
- ・安全管理を統括する安全統括管理者を指名する。
- ・安全統括管理者の安全施策・安全投資に係る意見を尊重する。
- ・安全上の重要事項に関する経営上の意思決定に基づく指示を行う。
- ・安全推進に必要な経営資源の確保と適切な配分を行う。

ハ 安全統括管理者の権限及び責務に関する事項

安全統括管理者は、会社全体の安全管理を統括し、以下の権限および責務を有します。

- ・安全管理の取り組みの統括管理者である。
- ・安全管理システムの継続的な改善を推進し、安全の監視を行う。
- ・安全施策・安全投資などの重要な経営上の意思決定に直接関与する。
- ・安全に関する重要事項について社長に報告するとともに、航空安全の確保のために必要な方策を検討し、状況に応じ、当面必要となる緊急の是正措置又は予防措置を講じる。
- ・事故・災害等、インシデントが起きた場合、原因の究明や是正に対する必要な勧告・提言を行うために、社内体制の設置の発動を行う。
- ・関連部門の長に対して安全に関する助言、勧告、援助を行う。
- ・アルコール教育やアルコール検査等飲酒対策を含む事業者内の飲酒対策を統括管理する。
- ・航空安全会議を年1回以上開催し、議長を務める。
- ・航空安全に関する報告連絡体制を構築し、社員に対し周知を図る。

ニ 安全統括管理者の選任の方法に関する事項

安全統括管理者は、以下の選任要件を満たす者の中から、代表取締役社長が任命します。

- (ア) 安全施策・安全投資の決定等、安全に関する重要な経営判断に直接関与できる管理的地位にある者で、取締役又は取締役会に出席して直接発言することができる者であること。
- (イ) 通算して3年以上の航空運送事業の実施若しくは管理の総括に関する業務の経験を有する者、又は国土交通大臣がこれと同等以上の能力を有すると認めた者であること。
- (ウ) 航空法第103条の2第7項の規定による命令により解任され、解任の日から2年を経過していない者でないこと。
- (エ) 安全統括管理者の職務を怠った等により会社の判断で解任した場合、解任の日から2年を経過していない者でないこと。

安全統括管理者の選任または解任をしようとする場合は、航空法施行規則第212条の6に基づき安全統括管理者選任(解任)届出書及び添付書類を遅滞なく国土交通大臣に提出しなければならない。

ホ 各組織の機能・役割の概要

- (ア) 代表取締役社長 : 運航の安全における最終責任
安全施策及び安全投資の決定
- (イ) 安全統括管理者 : 安全管理全般の統括管理
安全に係る重要事項の代表取締役への報告・提言

(ウ)航空安全室長 :安全に係る教育、啓蒙活動

へ 各組織における人員数

| 部署 | 人数 |
|--------|----|
| 運航部運航課 | 11 |
| 運航部整備課 | 11 |
| 業務部 | 6 |

ト 航空機乗組員、整備従事者の数

| 職種 | 人数 | 備考 |
|-------|----|--------------|
| 操縦士 | 11 | うち運航管理兼務者は7名 |
| 整備従事者 | 11 | |

チ 運航管理担当者の数及び整備従事者のうち有資格整備士の数

| 職種 | 人数 |
|---------|----|
| 運航管理担当者 | 10 |
| 有資格整備士 | 11 |

(2)日常運航の支援体制

イ 航空機乗組員、整備従事者及び運航管理担当者に係る定期訓練及び審査の内容

ロ 日常運航における問題点の把握とその共有、現場へのフィードバックの体制

イ、ロについては国土交通省航空局が定めた「運航規程審査要領:空航第58号」、「整備規程審査要領:空機第73号」、及び「航空運送事業の許可、及び事業計画変更の許可審査要領(安全関係):空機第68号及び71号」に基づき実施しています。

ハ 安全に関する社内啓発活動の取り組み

(ア)社内安全教育の実施

(イ)各種安全セミナーへの参加

(ウ)定期的な安全会議の実施

(エ)朝のミーティング、飛行前ミーティングにおける危険予知とその防止

(3)使用している航空機に関する情報

イ、ロ、ハ

| 機種 | 数 | 座席数 | 年間飛行時間 | 機 齢 | 導入開始時期 |
|-----------------------|---|-----|----------|-----|---------------------|
| ベル式206B型 | 1 | 5 | 81時間31分 | 34年 | 平成16年 2月 |
| ベル式407型 | 1 | 7 | 58時間06分 | 19年 | 令和 4年 3月 (事業機編入) |
| ユーロコプター式 EC135P2+型 | 1 | 6 | 159時間46分 | 15年 | 平成23年 3月 |
| EC135T2型 | 1 | 6 | 5時間12分 | 20年 | 平成30年12月 |

二 救急用具の装備状況

規則第150条に基づき、旅客の安全を確保するため救命胴衣等の救急用具を装備しています。

(4) 運航状況に関する情報

輸送実績は路線を定めて運航していないため、省略します。

3 法第111条の4の規定による報告に関する事項(規則第221条の6第3号)

安全上のトラブル情報が3件発生しました。概要は次のとおりです。

| 安全上のトラブル | 機種 | 概要及び処置 |
|--------------------------|----------|---|
| 1.4.1 飛行規程に定める運用限界を超えた事態 | EC135P2+ | <p>飛行後の確認で、マストモーメント制限値の超過表示が認められました。要因は機長によるサイクリック・スティックの過度な操作でした。</p> <p>再発防止策として、CPDSのマストモーメント表示およびFLIGHT REPORTの監視徹底について注意喚起を行うとともに、当該機の機長に対し訓練担当操縦士による特別訓練(座学)を実施しました。</p> |
| 1.4.1 飛行規程に定める運用限界を超えた事態 | EC135P2+ | <p>飛行中にNo.1エンジンのオイル温度表示が制限値を超過していることを確認したため、直ちに出力を減少させ当社基地へ帰投しました。要因は、VEMD表示に対する状況認識およびスキヤニング方法の不備、ならびに機材側のオイルバイパスバルブの不具合によるものでした。</p> <p>再発防止策として、NORM CK LISTの再確認およびVEMD表示の確認項目をチェックリストへ追加するとともに、整備側ではオイルバイパスバルブの交換整備を実施しました。</p> |
| 2.3 装備品又は部品の誤った取付け | EC135P2+ | <p>MCDパッキンの部品番号について疑義が生じたためエンジンメーカーへ照会した結果、合致しないパッキンが取り付けられていたことが判明しました。要因は、オーバーホール時のSB実施状況を領収検査時点で認識できておらず、その後の整備作業でも思い込みによる確認不足があったことによるものでした。</p> <p>再発防止策として、正規のパッキンへ交換を実施するとともに、IPCによる部品番号の確認を徹底し、領収検査における記録確認を強化しました。</p> |

4 輸送の安全を確保するために講じた措置及び講じようとする措置に関する事項 (規則第221条の6第4号)

(1) 国から受けた事業改善命令、嚴重注意その他の文書による行政処分又は行政指導を受けた場合には、これに関して講じた措置又は講じようとする措置
該当なし

(2) 情報の伝達及び共有に関する事項の概要

当社では、安全情報が全従業員に速やかに伝わるよう明確な情報伝達体制を構築しています。日常的には朝礼、イントラネット、社内メール、グループ LINE、課内サーキュラー、掲示板等で情報周知を行っています。

航空安全室が中心となり、安全に関する重要な情報や国土交通省からの通知等を全社員に周知しています。航空安全会議などを通じて、情報伝達・共有の効果を継続的に検証しています。

(3) 事故等の防止対策、事故等の発生時の対応及び災害への備えに関する事項の概要

当社は、航空事故・重大インシデントの未然防止を目的として、定期的な安全教育、過去の事例分析、リスク評価を実施しています。

事故や災害等が発生した場合には、「緊急対策要領」および「災害等対策要領」に基づき、速やかに対応体制を発動し、必要な初動措置・関係機関への連絡・被害拡大防止を図ります。

(4) 内部監査の実施及びその管理の状況の確認に関する事項の概要

当社では、年1回以上の内部監査を実施し、安全管理体制が適切に運用されているかを評価しています。内部監査は、安全統括管理者が指名する監査担当者により、航空安全室内に配置された監査室において、チェックリストに基づき実施します。

監査では、安全関連の手順・記録の適正性、法令・規程との適合性、業務実施状況を確認し、必要に応じて是正措置を指示し、改善が完了するまでフォローアップを実施します。監査結果と対応状況は社長と安全統括管理者に報告します。

(5) 輸送の安全に係る文書の整理及び管理に関する事項の概要

安全に関する社内規程類は、安全統括管理者の管理のもとで整備・維持されています。各種文書(運航規程、整備規程、安全情報等の報告)は最新版を維持するよう定期的な見直しを行い、適正な保管・管理がされています。

保管期限については、「安全管理規程」に基づき、収集した安全情報は10年間、安全教育記録は5年間、改善対策の記録は永年保存としています。現在は社内で文書の電子化を進め、迅速な情報参照が可能な体制の構築を目指しています。

(6) 事業の実施及びその管理の改善に関する事項の概要

事業の実施に際しては、現場からのフィードバックやリスク評価の結果に基づき、業務手順や教育内容の見直しを行い、安全性の向上を図っています。例えば、発生した不具合事案についてはS=1レポートの内容を基にマトリクス表に従って要因分析を行い、再発防止策を関係部署へ水平展開するなど、速やかな是正対応を実施しています。

また、各部門から上がる課題については、航空安全会議や部門長会議にて検討し、再発防止策や手順の改定に反映しています。こうした仕組みを通じて、PDCAサイクルに則った継続的な安全管理の改善に取り組んでいます。

(7) 上記までに掲げる事項以外に安全向上のために講じた措置又は講じようとする措置がある場合には、当該措置

当社では、安全管理規程第4章および第5章に基づき、以下のような継続的な改善施策を講じています。

- ・安全情報の収集ツール「セーフティファースト(S-1)レポート」の活用を推進。
- ・匿名でも報告できる「安全ポスト」を整備。
- ・リスク評価においては、航空機乗組員の業務負荷も要因として加味し、改善提案へ反映。
- ・飲酒対策として、全社員に対する定期的なアルコール教育を実施し、教育記録を保存するとともに教育修了者には「アルコール検査立会者証」を配布。

これらは、航空安全会議を通じて継続的に見直しを行っています。

(8) 輸送の安全に関する目標の達成度、安全に関する取り組みの実施状況、安全上のトラブルの発生状況等を踏まえた、当該事業年度における自社の輸送の安全の状況に関する総括的な評価

当事業年度においては、重大な事故やインシデントは発生せず、安全運航体制はおおむね良好に維持されました。ただし、運航および整備の両面において課題が認められる事案が発生しました。

当該事案に対しては、迅速に是正措置を講じるとともに、関係部署への周知・教育訓練の実施および確認手順の見直しを行い、再発防止に取り組みました。

また、社内での安全教育や外部講師を招いた教育の実施、朝礼、イントラネット、社内メール、グループ LINE、課内サーキュラー、掲示板等による啓発活動などを継続し、社員の安全意識向上に努めました。これらの取り組みにより、社内全体の安全意識が高まっています。

総じて、当社の安全管理体制は有効に機能しており、引き続き課題に応じた改善活動を重ねていくことで、より高い水準の安全確保が期待されます。

(9) 安全報告書の対象事業年度の翌事業年度における全社的な安全指標、安全に関する各部門における具体的な取り組み目標等の事項

令和8年度安全指標・目標値

- | | |
|---------------------------|---------|
| ・航空事故・重大インシデントゼロ | 0件 /年 |
| ・インシデント0にするための遅滞ない報告文化の醸成 | 5件以下/年 |
| ・Good 報告の推進 | 10件以上/年 |

各課における取組目標

- | | | |
|--------|--------------------------|--------|
| ・運航課 | プロシージャー(チェックリスト)の未励行未実施 | 0件 |
| ・整備課 | 整備作業前の手順打ち合わせ未実施 | 0件 |
| ・業務部 | 検査強化によるモバイルバッテリー系の機内持ち込み | 0件 |
| ・航空安全室 | 航空安全関連の社外講習・セミナー等の受講 | 1人1回以上 |